

高松ほたるローズガーデン古墳墓使用契約約款

(目的)

- 第1条 本約款は、宗教法人称讃寺が経営する高松ほたるローズガーデン（以下「墓地」という。）に築造された古墳型墓（以下「古墳墓」という。）の永代祭祀墓及び合祀墓の使用及び管理に関する基準を定め、その使用及び管理の適性を図ることを目的とする。
- 2 古墳墓を使用する者は、本約款及び、別に定めた規則等に従って古墳墓を使用しなければならない。

(管理者)

- 第2条 墓地の管理者は、宗教法人称讃寺の代表役員（住職）とする。
- 2 管理者は、管理行為を管理者が任命する者に委託することができる。

(使用目的)

- 第3条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。

(使用者の信仰)

- 第4条 古墳墓の使用者（以下「使用者」という。）は、宗教不問とする。

(祭祀)

- 第5条 使用者が古墳墓で行う祭祀行為は、原則として管理者と管理者が認める者がこれを執り行う。
- 2 古墳墓では、管理者が認める神職による年2回の御霊祭を執り行う。

(永代使用申込の手続)

- 第6条 古墳墓使用を希望する者は「永代使用申込書」に住所、氏名その他、必要事項を記入し、発行から3カ月以内の本籍地と世帯全員の氏名を記載した住民票を添えて管理者に提出し、管理者の承認を得た後、第7条に定める永代使用料と、第8条に定める植栽維持費を所定の期日までに納付するものとする。

(永代使用料)

- 第7条 永代使用料（以下「使用料」という。）とは、使用者の古墳墓使用（以下「使用权」という。）を保証するための費用である。
- 2 前項の使用权の期間は、永代祭祀墓は納骨から20年間、合祀墓は無期限とする。ただし、2人用の永代祭祀墓は、最終使用者の納骨から20年間とする。
- 3 既納の使用料は返還しない。
- 4 永代祭祀墓の使用者は所定の永代使用延長料を支払うことで、永代使用期間を延長することができる。

(植栽維持費)

第8条 植栽維持費（以下「維持費」という。）とは、墓地の管理、清掃及び植栽の維持等に要する費用である。

- 2 使用者は、所定の植栽維持費を、所定の期限までに、指定の銀行口座に振り込みによって納入する。
- 3 前条第4項に定める永代使用期間の延長が行われた場合の植栽維持費は、永代使用延長料に含まれることとする。
- 4 永代使用期間が経過したあとは、植栽維持費の納入は免除される。
- 5 既納の植栽維持費は返還しない。

(期間経過後の措置)

第9条 第7条第2項に定めた永代使用期間が経過した永代祭祀墓は、管理者によって原状回復される。管理者は、管理者の負担において、当該永代祭祀墓から出骨し、古墳墓の合祀墓に納骨し、合祀する。使用者は、合祀以降、焼骨の返還を請求することはできない。

(永代使用承諾証の交付)

第10条 使用者は、使用料及び植栽維持費を納入し、管理者に住民票を送付することで、使用権を得ることができ、その証として永代使用承諾証（以下「承諾証」という。）の交付を受けるものとする。

- 2 承諾証の記載事項に変更が生じた時は、使用者は、速やかに管理者へ届け出るものとする。
- 3 使用者が承諾証を紛失した場合、使用者は、管理者の定める手続を経て承諾証の再交付を受けることができる。

(古墳墓の使用)

第11条 使用者は、第10条第1項が定める使用権を得てから、第7条第2項及び第4項が定める期間、古墳墓を使用することができる。

- 2 使用者は、管理者に届け出て、古墳墓に使用者の親族の焼骨を埋蔵することができる。また、親族以外の者の焼骨を埋蔵する場合は、必ず事前に管理者の承諾を得なければならない。
- 3 使用者は、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために古墳墓を使用してはならない。
- 4 使用者は、管理者の承諾を得ずに、他人に古墳墓を使用させてはならない。

(古墳墓の管理)

第12条 古墳墓の清掃、除草等を含む環境整備その他の管理については、管理者がその責任を負う。

(納骨と出骨の制限)

第13条 古墳墓に埋蔵する焼骨は、原則として骨壺に入るものに限る。ただし、骨壺に入

- りきらなかった焼骨を古墳墓の合祀墓に埋蔵することができる。
- 2 永代祭祀墓への焼骨の埋蔵では、管理者が指定した骨壺を使用することとする。
 - 3 使用者は、合祀墓へ合祀された焼骨の返還を請求することはできない。

(古墳墓への立ち入り制限)

第 14 条 納骨と出骨の時を除き、何人たりとも古墳墓の墳丘に立ち入りすることはできない。
また、立ち入る際には、埋蔵施設の上に足を掛けてはいけない。

(ペットの埋蔵)

第 15 条 古墳墓のペットの埋蔵を許可した区域におけるペットの焼骨の埋蔵については、
管理者が別に細則を定める。

(使用権の承継)

- 第 16 条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して永代祭祀墓の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、すみやかに別記様式による地位承継届出書に住民票の写しを添えて管理者に届出を行うものとする。また、合祀墓の使用権の継承はできないものとする。
- 2 使用者の祭祀承継者が永代祭祀墓の使用を継続しない場合には、書面をもって経営者にその旨を届け出るものとする。

(使用権の譲渡・転貸の禁止)

第 17 条 使用者は、使用権を第三者に譲渡及び転貸することはできない。

(住所・連絡先等の変更届)

第 18 条 使用者は、本籍、住所、氏名、連絡先等を変更したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(使用権の消滅)

- 第 19 条 下記各号に該当したとき、使用権は消滅する。
- (1) 使用者が行方不明になり、かつ、縁故者から何の申し出もなく 3 年以上経過したとき。
 - (2) 使用者が使用権を放棄したとき。

(管理者による契約の解除)

- 第 20 条 管理者は、使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかったとき、または、使用者が暴力団等の反社会勢力であると判明したときは、書面をもって、契約を解除することができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、管理者は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって、契約を解除することができる。

- (1) 3年間植栽維持費を支払わなかった場合
- (2) 第3条または第11条第3項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合
- (3) 第11条第2項及び第4項並びに第17条の規定に違反して、古墳墓を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に古墳墓を使用させた場合
- (4) 他の使用者の信仰を侵害し、あるいは近隣に重大な迷惑が及ぶ行為をした場合
- (5) その他、使用者が重大な違反をした場合

(使用者による契約の解除)

第21条 使用者は、書面をも3ついつでも契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者は既に支払った使用料及び維持費の返還を請求することはできない。ただし、古墳墓に焼骨を埋蔵していない場合において、使用者が既に使用料を納付しているときは、契約成立後1年以内に契約を解除する場合に限り、管理者は、当該使用料の8割に相当する額を返還するものとする。
- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年の維持費を納付していないときは、使用者は当該維持費を支払わなければならない。

(古墳墓の返還)

第22条 第19条又は第20条によって使用権が消滅又は契約が解除された場合、使用者であった者又はその祭祀承継者（以下「元使用者等」という。）は、管理者の定める手続きを経て、承諾証を管理者へ返還し、速やかに古墳墓内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。

- 2 消滅又は取り消された使用権は、管理者へ帰属するものとする。
- 3 既納の使用料、その他の諸経費は返還しない。
- 4 元使用者等が前第1項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後3年経過した場合には、管理者は、法令の規定による改葬手続きを経て埋蔵された焼骨を古墳墓内の合祀墓に移すことができる。
- 5 前項の場合においては、管理者は実費を元使用者等に請求することができる。

(不可抗力等による事故の責任)

第23条 通常の責を超えた天変地異不可抗力、あるいは暴漢、暴動等第三者の行為に因る損害については、管理者は一切の責任を負わない。

(焼骨の埋蔵・改葬等の手続)

第24条 使用者は、古墳墓に焼骨の埋蔵又は改葬等を為す場合は、管理者の定める手続を経なければならない。

- 2 焼骨の埋蔵に際しては、所管庁発行の埋（火）葬許可証、改葬許可証または分骨証明書を当日までに管理者に提出しなければならない。

(埋蔵、卒塔婆の制限)

第25条 古墳墓に焼骨以外のものは埋蔵できない。ただし、管理者の承諾を得たときはこ

の限りではない。

2 古墳墓に卒塔婆を供えることはできない。

(約款の改正等)

第 26 条 本約款に定めのない事項については法令の定めるところによる他、その都度管理者がこれを定め、本約款の細則を定めることができる。

2 墓地、埋葬等に関する法律等の現行法規が改正された場合や、社会の変化等により本約款の変更が必要と判断される場合は、管理者は必要な範囲内において、本約款を改正することができる。

付則 1 本約款は令和 6 年 8 月 28 日に制定し、即日施行する。

高松ほたるローズガーデン管理者 宗教法人称讚寺